

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

005GC9WR

941759



【表紙】

【提出書類】(2)
【根拠条文】
【提出先】

大量保有報告書
法第27条の23第1項
関東財務局長



UBS証券会社 東京支店
日本における代表者 大森進
〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
平成 17年12月15日
平成 17年12月22日
1名

【氏名又は名称】(3)
【住所又は本店所在地】(3)
【報告義務発生日】(4)
【提出日】
【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 ファーストエスコ
会社コード	9514
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証マザーズ
本店所在地	104-0031 東京都中央区京橋2-9-2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣 泰俊
代表者役職	日本における代表者, 東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	297		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C(*)	13,945	—
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	14,242	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		14,242
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		13,945

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月15日現在)	S	41,690
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		25.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(*注:従前の転換社債券)

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
11月29日	普通株式	268	取得	貸借取引
12月2日	普通株式	268	処分	貸借取引
12月5日	普通株式	50	取得	貸借取引
12月9日	普通株式	125	取得	貸借取引
12月13日	普通株式	122	取得	貸借取引
12月15日	新株予約権付社債	13,945	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	5,000,000
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	5,000,000

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番一号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

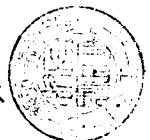
本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス



2005 年 3 月 15 日